

(地方法人税法の一部改正)

第四条 地方法人税法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十 省 略

十の二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

十一 二十三 省 略

(基準法人税額)

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 省 略

二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人 次に掲げる外国法人の区分に応じ次に定める金額

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得(法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。)に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条及び第四十四条の二の規定を除く。)により計算した法人税の額の合計額(附帯税の額を除く。)

(1) 法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

ロ 恒久的施設を有しない外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

三・四 省 略

(定義)

第二条 同上

一 十 同上

十一 二十三 同上

(基準法人税額)

第六条 同上

一 同上

二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

三・四 同上

(外国税額の控除)

第十二条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(同項に規定する国外所得金額をいう。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2 省 略

3| 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額(第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条及び第四十四条の二の規定を除く。)により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。)のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(同項に規定する国外所得金額をいう。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

4| 第二項に規定する地方法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額のうち当該課税事業年度の連結国外所得金額(法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいう。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

5| 法人税法第六十九条第十五項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第四十四条の二第九項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

6| 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書

(外国税額の控除)

第十二条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2 同 上

3| 前項に規定する地方法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4| 法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5| 第一項又は第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は

又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項から第三項までの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(中間申告)

第十六条 法人税法第七十一条、第八十一条の十九又は第四百四十四条の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一・二 省略
- 2 10 省略

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第十七条 法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

- 一 3 省略

2 前項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第六項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

3 省略

第十九条 省略

2 省略

3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内(恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が法人税法

国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は第二項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(中間申告)

第十六条 法人税法第七十一条(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十一条の十九の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一・二 同上
- 2 10 同上

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第十七条 法人税法第七十二条第一項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十一条の二十第一項の規定による申告書を提出する法人は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

- 一 3 同上

2 前項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第五項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

3 同上

第十九条 同上

2 同上

3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内(法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいず

第三百三十八条第一項第四号に規定する事業でこの法律の施行地において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで」とする。

4 省 略

5 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条（同法第四百四十四条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項、第八十一条の二十二第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書である場合にあっては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあっては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一・二 省 略

6 省 略

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）

第二十三条 税務署長は、法人税法第八十条第五項（同法第八十一条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四百四十四条の三十一第一項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十四条の三十一第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度、同法第四百四十四条の三十一第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定す

れにも該当しないこととなる場合又は法人税法第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第三百三十八条第二号に規定する事業でこの法律の施行地において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで」とする。

4 同 上

5 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条若しくは第七十五条の二（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあっては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあっては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一・二 同 上

6 同 上

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）

第二十三条 税務署長は、法人税法第八十条第五項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した法人に対して同法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度又は同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第

る還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時に確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該内国法人又は外国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第六項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度、同法第四百十四條の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同法第四百十四條の十三第一項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十四條の十三第十二項において準用する場合を含む。）に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、同項ただし書の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

（更正の請求の特例）

第二十四条 法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合に

十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時に確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第六項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度又は同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。）に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、同項ただし書の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

（更正の請求の特例）

第二十四条 同上

において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となり、又は同項第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号までに掲げる金額若しくは同法第百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から第五号までに掲げる金額又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二 省略

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる金額又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二 同上